

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月4日
【会社名】	株式会社フォーサイド
【英訳名】	Forside Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 假屋 勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
【電話番号】	03(6262)1056
【事務連絡者氏名】	常務取締役 飯田 潔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
【電話番号】	03(6262)1056
【事務連絡者氏名】	常務取締役 飯田 潔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 550,000,000円 第10回新株予約権証券 20,000,000円 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 707,500,000円
	(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月27日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年1月4日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を追完情報に追加するため及び、有価証券届出書の記載内容の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

3 資本金の増減

4 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【追完情報】

(訂正前)

3 資本金の増減

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金増減額 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年6月2日 (注1)	1,793,700	27,075,004	200,894	726,184	199,101	624,390
平成29年7月19日～ 平成29年8月30日まで (注2)	700,000	27,775,204	79,730	805,914	79,730	704,120

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）の提出日（平成29年3月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年12月27日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成29年4月6日 関東財務局長に提出）

< 中略 >

（平成29年10月27日 関東財務局長に提出）

< 中略 >

(訂正後)

3 資本金の増減

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年6月2日 (注1)	1,793,700	27,075,004	200,894	726,184	199,101	624,390
平成29年7月19日～ 平成29年8月30日まで (注2)	700,000	27,775,204	79,730	805,914	79,730	704,120

4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）の提出日（平成29年3月30日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成30年1月4日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成29年4月6日 関東財務局長に提出）

< 中略 >

（平成29年10月27日 関東財務局長に提出）

< 中略 >

（平成30年1月4日 臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出）

1 提出理由

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成29年10月27日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

3 訂正内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

又 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(訂正後)

又 勧誘の相手が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係

完全子会社

ル 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。